

奈良県告示第四百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、  
次のとおり介護機関の指定をした。

平成三十一年三月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

介護機関の名称又は氏名	介護機関の所在地又は住所	施設又は居宅サービスの種類	指定年月日
ショートステイおきなの杜	北葛城郡広陵町大字南郷八七	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成三十一年二月一日